

藤女子大学に対する加盟判定審査結果ならびに認証評価結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

したがって、2005（平成 17）年 4 月 1 日付で正会員への加盟・登録を承認する。

認定の期間は 2010（平成 22）年 3 月 31 日までとする。

II 総 評

1 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢

貴大学は、「北海道の未来は女子教育にある」というカトリック札幌教区初代教区長ヴェンセスラウス・キノルド司教の意思を継ぎ、1925（大正 14）年に札幌藤高等女学校を開設して以来、1947（昭和 22）年に藤女子専門学校を、1950（昭和 25）年に藤女子短期大学を開学、そして 1961（昭和 36）年に四年制の藤女子大学を開学し、2000（平成 12）年には 2 学部 6 学科、2002（平成 14）年には 1 研究科 2 専攻の体制を整え、北海道の女子高等教育のパイオニアとして貢献されてきた。キリスト教的世界観や人間観を土台とし、女性の全人的高等教育をとおして、広く人類社会に対する愛と奉仕に生きる知性と豊かな人間性を備えた女性の育成を使命とする貴大学は、大学案内等によって理念・目的・教育目標を内外に向けて分りやすく語っている。そのような貴大学の目指すキリスト教を基盤とした全人的教育の具現化の一環として、2003（平成 15）年度から学長自ら大学の理念を伝える科目である「キリスト教学」を全学部生に講義している点は高く評価できる。

しかしながら、いくつかの問題点も見受けられる。授業評価結果のより積極的な活用や、シラバスの改善などによって教育重視の姿勢を一層進展させること、必要な環境整備も含め研究活動や国際交流をさらに活性化させること、そして 2003（平成 15）年度に完成年度を迎えたばかりの大学院研究科の教育体制と教員組織を充実させることなどが望まれる。

現代社会においてはキリスト教を基盤とした全人的教育や研究の実現には困難が伴うと思われるが、キリスト教徒である者もそうでない者も、すべての教職員が大学の将来像の検討を重ねつつ、貴大学の理念・目的・教育目標の実現に一層取り組まれることを期待したい。

2 自己点検・評価の体制

1992（平成4）年7月に「自己点検・評価に関する準備委員会」を設置し、1997（平成9）年に「自己点検・評価の実施に関する委員会規程」が当時の短期大学部との合同教授会で承認され、その成果は、翌1998（平成10）年1月『藤女子大学・藤女子短期大学 現状と課題』（第1号）と2001（平成13）年3月『藤女子大学 現状と課題』（第2号）としてまとめられた。

2002（平成14）年6月の評議会において、2004（平成16）年に大学基準協会加盟判定審査を受けることを決定し、このこと自体、教職員の意識を高めることにおいて有効であったことは評価できる。しかしながら、自己点検・評価活動の一層の定着のためにも、今後計画されているように、自己点検・評価報告書を定期的に作成し、広く公表すること、その結果を自己改善にどのように活用するか、そのための方策を吟味すること、大学院研究科も自己点検・評価を不断に行なうように務めることなど、今後のさらなる取組みが望まれる。

3 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み

(1) 教育研究組織

キリスト教文化の研究を推進し、その成果を教育に反映させる組織であるキリスト教文化研究所や、2003（平成15）年度に設置されたばかりだが、社会福祉に関する実践的な研究を任務とする福祉研究所を設置していることは評価できる。

(2) 教育内容・方法

建学の精神と密接な関係にある「キリスト教学」と「聖書学」を必修科目にし、キリスト教および宗教の現代的意義を学生に理解させるようにしている点は評価できる。しかしながら、シラバスには教員間で精粗が見受けられ、「シラバス作成要領」の一層の周知徹底が望まれる。大学院研究科は2003（平成15）年度に完成年度を迎えているが、教育・研究指導の内容は未完成の部分が多く、検討すべき課題が残されている。

(3) 学生の受け入れ

オープン・キャンパスと授業ライブは、高校生に対して、入学後の授業や学生生活などについて考える機会を提供している。学生募集の方法や入学者選抜方法について、特に大きな問題は生じていない。

(4) 学生生活

概ね学生生活への配慮がよくなされているといえるが、昨今の就職状況に鑑みる

と、より一層のキャリアアップ支援が必要であろう。セクシュアル・ハラスメントについては、規程や委員会の整備等が適切に行われている。今後、さらに新しい規程やハラスメント一般に関する「ハラスメントガイドライン」を策定するなどの計画があり、これを早期に実現することが望まれる。

(5) 研究環境

授業担当コマ数が多すぎる教員がおり、改善する必要がある。今後 7.5 コマを上限とすることを検討するということであり、早急実現するよう努力が望まれる。大学院研究科については完成年度を迎えているので、研究体制の一層の整備が望まれる。また、サバティカル・リープについては、制度化の方向で検討中とのことなので、実現に期待したい。

(6) 社会貢献

民間福祉施設の協力によって福祉研究所が人間生活学部に設置され、同学部と人間生活学研究科での研究成果が民間福祉施設を通じて社会的に還元・活用されるという仕組みになっている。

(7) 教員組織

学科・研究科の新設に伴う教育負担の偏在など解決すべき問題はあがるが、概して適切である。ただし、専任教員の年齢構成に偏りが見られるので、改善が望まれる。人間生活学研究科人間生活学専攻の教員組織は、特任の研究指導教員の協力を求めて教育・研究指導を行っている現況であり、同専攻の教員組織の充実が望まれる。

(8) 事務組織

事務組織は、法人の組織規程、組織図および大学の組織図により定められている。事務組織と教学組織との連携協力は円滑に行われている。今後、大学事務職員にはより高度な専門性が要請されてくることが予想されるが、それを見据えた事務職員を養成するシステムの導入が望まれる。

(9) 施設・設備

北 16 条キャンパスの新築校舎と花川キャンパスでは、バリアフリー化が達成されているが、北 16 条キャンパスでは旧校舎の一層のバリアフリー化が望まれる。新館を除く建物は老朽化しており、騒音と地震に対する対策が必要である。また、大学院は発足して間もないため、学部の研究施設を使用している状況である。今後の充実を期待したい。

(10) 図書・電子媒体等

教育・研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備は、かなり進んでいる。全図書を開架にし、学外にも図書館を開放している点は評価できる。しかし、新設の学科や研究科のニーズにはまだ十分に答えきれていない。人間生活学部・同研究科の歴史が文学部のそれに比して短いことを考慮しても、両学部の図書館の格差は大きいように思われる。

(11) 管理運営

建学の精神を守るために、学長にはクリスチャン条項がある。学長・学部長の選任や意思決定など管理運営における部局間の役割分担・機能分担に関する基本的な考え方は、各規程に明示され、これらに基づいて適切な管理運営が行われている。

(12) 財務

改正前の私立学校法第 37 条においては理事の業務執行の状況についても監査が求められていたが、2003（平成 15）年度までの監事の監査報告書にはこの点についての記述がない年度のものがあった。改正後の私立学校法では報告書の提出が義務付けられることから、今後同法の趣旨にそって改善されたい。

2003（平成 15）年度は改組転換の完成年度であり、決算において人件費比率・人件費依存率・消費支出比率が大幅に改善されたが、まだ、文系学部とその他の学部を設置する私立大学の平均と比較しても高いので、改善に向けた努力が望まれる。

(13) 情報公開・説明責任

教員の教育・研究活動については、ホームページで学内公表し、図書館で学生や市民が閲覧できるが、今後計画されているように、より一層の学外への公表が望まれる。

広報誌を通じて資金収支計算書および消費収支計算書の公開が教職員・学生・父母等に対してなされているが、貸借対照表を含めた財務三表すべてをホームページ等を利用して広く公開することが望まれる。

Ⅲ 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特筆すべき点や特に改善を要する点を以下に列挙する。

一、長所として特記すべき事項

1 教育内容・方法

(1) 大学・学部等の教育研究の内容・方法と条件整備について

- 1) 学長自ら「キリスト教学」の講義を学科ごと全1年生に対し行っていることは建学の精神に照らして大いに評価できる。
- 2) 「学生による授業評価」を実施し、その集計・分析結果を踏まえて、各教員が学長に今後の改善策を報告するシステムは、教育方法の改善に有効であると評価できる。

2 社会貢献

- 1) 民間福祉施設の協力によって福祉研究所が人間生活学部に設置され、産学協同の研究体制を敷くことによって、社会福祉についての実践的な研究が促進され、同学部および人間生活学研究科での研究成果が民間福祉施設を通じて社会的に還元・活用されるという仕組みになっている。

二、助言

1 教育内容・方法

(1) 大学・学部等の教育研究の内容・方法と条件整備について

- 1) 一年間で履修登録できる上限単位数が54単位と多いので、より学修の実質化を図れるよう配慮が望まれる。
- 2) シラバスの内容に関しては、多くの授業で成績の評価基準が示されていないなど、教員間に精粗があるので、改善が望まれる。
- 3) 貴大学の理念・目的に照らして、貴大学からの学生・教員の留学・在外研究、また、海外からの学生・教員の受入れの体制をさらに整備し、促進することが望まれる。

(2) 大学院研究科の教育・研究指導の内容・方法と条件整備

- 1) 学位論文の作成のための「特別研究」によって与えられる10単位がその内容に鑑みて適切かどうか判断する必要がある。
- 2) 人間生活学専攻の教育・研究環境は、食物栄養学専攻に比べると、改善の余地がある。教育課程の充実と研究資料等の整備が望まれる。
- 3) 学位論文と最終試験の可否判定基準を明文化することが望まれる。

2 学生生活

- 1) 昨今の就職状況に鑑みるとその必要性が増しているキャリアアップ支援をよ

り積極的に行う必要がある。

3 研究環境

- 1) 授業担当コマ数が多い教員がいるので、改善する必要がある。今後 7.5 コマを上限とすることを検討するということであるが、早急に実現するよう努力が望まれる。

4 教員組織

- 1) 51 歳から 60 歳の専任教員比率が文学部、人間生活学部ともに多くなっている。全体として若手の専任教員の構成比率が低いのでバランスを保つよう改善の努力が望まれる。
- 2) 大学院研究科人間生活学専攻の教員組織の充実が望まれる。

5 施設・設備

- 1) 北 16 条キャンパスでは、旧校舎の一層のバリアフリー化が望まれる。

6 図書・電子媒体等

- 1) 図書館本館（文学部）と花川館（人間生活学部・同研究科）では蔵書冊数、所蔵雑誌タイトル数等に格差がある。人間生活学部・同研究科の歴史が文学部のそれに比して短いことを考慮しても、両学部の図書館の格差は大きいように思われるので、改善が望まれる。

7 財務

- 1) 寄附行為に私立学校法第 37 条で規定されている監事の職務についての記載がないので、改善が望まれる。
- 2) 2003（平成 15）年度は改組転換の完成年度であり、決算において人件費比率・人件費依存率・消費支出比率が大幅に改善されたが、まだ、文系学部とその他の学部を設置する私立大学の平均と比較しても高いので、改善に向けた努力が望まれる。

8 情報公開・説明責任

- 1) 広報誌を通じて資金収支計算書および消費収支計算書の公開が教職員・学生・父母等に対してなされているが、貸借対照表を含めた財務三表すべてをホームページ等を利用して広く公開することが望まれる。

三、勸告

1 財務

- 1) 改正前の私立学校法第 37 条においては理事の業務執行の状況についても監査が求められていたが、2003（平成 15）年度までの監事の監査報告書にはこの点についての記述がない年度のものがあった。改正後の私立学校法では報告書の提出が義務付けられることから、今後同法の趣旨にそって改善されたい。

以上

「藤女子大学に対する加盟判定審査結果ならびに認証評価結果」について

貴大学より 2004（平成 16）年 1 月 20 日付文書にて、2004（平成 16）年度の加盟判定審査について申請があり、また同年 9 月 24 日付文書にて認証評価について申請された件につき、本協会判定委員会において慎重に評価した結果を別紙のとおり報告する。

本協会では、貴大学の自己点検・評価を前提として、書面審査と実地視察等に基づき、貴大学の意見を十分に斟酌した上で、評価結果を作成した。提出された資料（藤女子大学資料 1）についても、不明な点や不足分があった場合には、直ちに連絡するように努め、また評価者には、経験豊富な者を中心に正会員より推薦いただいた評価委員登録者をあてるとともに、評価者研修セミナー、幹事研修会を通じてそれぞれの質の向上を図るなど、万全を尽くしてきた。

その上で、貴大学の学部・研究科構成に応じて編成した分科会のもとで、本協会が設定している「大学基準」への適合状況を判定するための評価項目について、提出された資料や実地視察に基づき、慎重に評価を行った。

(1) 評価の経過

まず書面審査の段階では、分科会を構成する主査および各委員が、それぞれ個別に書面の点検・評価を行い評価所見を作成し、これを主査が一つの分科会報告書（原案）として取りまとめた。その後各委員が参集して 8 月 6 日に大学審査分科会第 14 群を開催し、分科会報告書（原案）について討議を行うとともに、それに基づいて再度主査が分科会報告書（案）を作成した。財政の評価については、大学財政評価分科会の下部組織である部会で第一次的な検討を行って部会報告書を取りまとめた。その後、8 月 27 日に大学財政評価分科会を開催し、部会報告書について討議を行い、それに基づいて主査が分科会報告書（案）を作成した。その後、各同分科会報告書（案）を貴大学に送付し、それをもとに 9 月 16 日に実地視察を行なった。

実地視察では、各分科会より付された疑問等について聴取し実状を確認するとともに、意見の交換、学生へのヒアリング、施設・設備の視察などを実施し、これらに基づいて主査が分科会報告書（最終）を完成させた。

同報告書（最終）をもとに幹事が作成した評価結果（幹事案）については、判定委員会正・副委員長・幹事会で検討したうえで判定委員会において審議した。その結果は「評価結果（案）」として貴大学に送付し、貴大学から提示された意見を参考に「評価結果（案）」を修正した。同案は理事会、評議員会の議を経て承認を得、最終の「評価結果」が確定した。

この「評価結果」は貴大学に送付するとともに社会に公表し、文部科学大臣に報告するものである。

なお、この評価の手続き・経過を時系列的に示せば「藤女子大学資料2」のとおりである。

(2) 「評価結果」の構成

貴大学に提示する「評価結果」は、「Ⅰ 評価結果」、「Ⅱ 総評」、「Ⅲ 大学に対する提言」で構成されている。

「Ⅰ 評価結果」には、貴大学が「大学基準」に適合しているか否か、ならびに正会員への加盟・登録を承認するか否かを記している。「Ⅱ 総評」には、貴大学の理念・目的・教育目標の特徴とその達成状況等を示した「1 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢」、貴大学の自己点検・評価のしくみとそれがどのように機能しているかを示した「2 自己点検・評価の体制」、「大学基準」の充足状況について貴大学の長所と問題点を整理した「3 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み」を含んでいる。

「Ⅲ 大学に対する提言」は、「長所として特記すべき事項」、「勧告」、「助言」で構成される。「長所として特記すべき事項」は、貴大学がその特色ある優れた取り組みをさらに伸張するために示した事項である。ただし、その取り組みがいかに優れたものであっても、一部の教員のみによる事例や、制度の設置・仕組みの整備だけで成果が確認できない場合については基本的に指摘から除外している。

「勧告」は正会員にふさわしい最低要件を充たしていない、もしくは改善への取り組みが十分ではないという事項に対し、義務的に改善をもとめたものである。「勧告」事項が示された大学においては、同事項に誠実に対応し、早急にこれを是正する措置を講じるとともにその結果を改善報告書として取りまとめ、原則として2009（平成21）年度に予定される次回相互評価申請時にこれをご提出いただきたい。

一方、「助言」は、正会員にふさわしい教育研究上の最低要件は充たしているものの、理念・目的・教育目標の達成に向けた一層の改善努力を促すために提示するものである。「助言」についても「勧告」同様、改善報告がもとめられるものの、それらにどのように対応するかは各大学の判断に委ねられている。この点で「勧告」と「助言」の性格は異なっている。

今回提示した各指摘は、貴大学からの申請資料に基づく書面審査や実地視察の結果、導き出したものであり、必ずしも貴大学の最新動向を完全に踏まえたものとはいえないかもしれないが、前述の「意見申立」手続き等による貴大学からのご意見を参考に、可能なかぎり実体に即した指摘となるよう留意した。

また、合・否・保留の「評価結果」について、異議申立がある場合には、4月6日までにご連絡いただきたい。

藤女子大学資料1—藤女子大学提出資料一覧

藤女子大学資料2—藤女子大学に対する相互評価のスケジュール

藤女子大学提出資料一覧

調書

資料の名称
(1) 点検・評価報告書
(2) 大学基礎データ
(3) 自己点検・評価報告書における主要点検・評価項目記載状況

添付資料

資料の種類	資料の名称
(1) 学部、学科、大学院研究科等の学生募集要項	2003年度 藤女子大学入学試験要項
	2003年度 藤女子大学大学院人間生活学研究科学生募集要項
	2003年度 藤女子大学編入学試験要項
(2) 大学、学部、学科、大学院研究科等の概要を紹介したパンフレット	2003年度 藤女子大学大学案内(大学、大学院)
	2003年度 案内(文学部)
	2003年度 案内(人間生活学部)
	藤女子大学大学案内(英語版)
(3) 学部、学科、大学院研究科等の教育内容、履修方法などを具体的に理解する上で役立つもの	2003年度 藤女子大学学生便覧
	2003年度 藤女子大学履修ガイド(文学部)
	2003年度 藤女子大学履修ガイド(人間生活学部)
	2003年度 藤女子大学大学院学生便覧(※講義要項含む)
(4) 学部、学科、大学院研究科の年間授業時間割表	平成15年度 藤女子大学授業時間割(文学部)
	平成15年度 藤女子大学授業時間割(人間生活学部)
	平成15年度 藤女子大学大学院授業時間割
(5) 大学学則、大学院学則、各学部規程、大学院研究科規程等	藤女子大学大学学則
	藤女子大学大学院学則
(6) 学部教授会規程、大学院委員会規程等	藤女子大学評議会規程
	藤女子大学文学部教授会規程
	藤女子大学人間生活学部教授会規程
	藤女子大学大学院人間生活学研究科委員会規程
(7) 教員人事関係規程等	藤女子大学教員人事規程
	藤女子大学文学部教員選考委員会規程
	藤女子大学人間生活学部教員選考委員会規程(2004.4.1施行)
	藤女子大学文学部教員選考基準内規
	藤女子大学人間生活学部教員人事運用内規
	藤女子大学文学部長選考規程
	藤女子大学人間生活学部学長選考規程
	藤女子大学大学院人間生活学研究科長選考規程
	藤女子大学外国人教員の雇用契約に関する内規
	藤女子大学特任教員に関する規程(2004.4.1施行)

	資料の種類	資料の名称
		藤女子大学嘱託教員に関する規程(2004.4.1施行) 藤女子大学就業規則
(8)	学長選出・罷免関係規程	藤女子大学学長の選考及び任命に関する規程(2004.4.1施行)
(9)	寄附行為	学校法人藤学園寄附行為
(10)	理事会名簿	平成15年度 学校法人藤学園役員名簿
(11)	自己点検・評価規程	藤女子大学文学部自己点検・評価委員会規程(2004.4.1施行) 藤女子大学人間生活学部自己点検・評価委員会規程(2004.4.1施行)
(12)	セクシュアル・ハラスメント防止 関連規程	藤女子大学セクシュアル・ハラスメント人権侵害調査委員会規程 藤女子大学セクシュアル・ハラスメント人権委員会規程
(13)	大学・学部等が独自に作成し た自己点検・評価報告書	2002年度 藤女子大学学生による授業評価
(14)	附属(置)研究所や附属病院 等の紹介パンフレット	キリスト教文化研究所HP 国際交流センター(newsletter vol.1-2) " (2003年留学カレンダー)
(15)	図書館利用ガイド等	図書館ガイド 図書館だより(NO.66-67) 学外利用者のための図書館案内
(16)	セクシュアル・ハラスメントに関 するパンフレット	セクシュアルハラスメント ガイドライン
(17)	学生へのカウンセリング利用の ためのパンフレット	相談のしおり 学生相談室だより(2003年1-2号)
(18)	就職指導に関するパンフレット	就職説明会資料(2003年第1-5回) 企業向けパンフレット
(19)	財務関係書類	学校法人藤学園計算書綴(平成10-15年度) 大学機関紙 広報「藤」(NO.36) 掲示(平成14年度藤学園決算公開について)

藤女子大学に対する加盟判定審査のスケジュール

貴大学の評価は以下の手順でとり行った。

2004年	1月20日	貴大学より加盟判定審査申込書の提出
	4月上旬	貴大学より加盟判定審査関連資料の提出
	4月9日	第1回判定委員会の開催（平成16年度加盟判定審査のスケジュールの確認）
	4月20日	第414回理事会の開催（平成16年度判定委員会各分科会の構成を決定）
	5月17日	判定委員会幹事研修会開催（平成16年度の評価の概要ならびに幹事が行なう作業の説明）
	5月21日 ～24日	評価者研修セミナー説明（平成16年度の評価の概要ならびに主査・委員が行なう作業の説明）
	5月下旬	主査ならびに委員に対し、貴大学より提出された資料の送付
	6月4日	第1回大学財政評価分科会の開催
	～6月末	主査ならびに委員による貴大学に対する評価所見の作成
	～7月末	主査による分科会報告書（原案）の作成（各委員の評価所見の統合）
	8月5日	相互評価委員会／判定委員会合同正・副委員長・幹事会（「判断基準」の検討）
	8月6日	大学審査分科会第14群の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	8月27日	第2回大学財政評価分科会の開催
	9月～	分科会報告書（修正案）の貴大学への送付
	9月16日	実地視察の実施、その後、主査による分科会報告書（最終案）の作成
	9月24日	貴大学より認証評価申請書の提出
	11月5日	第3回大学財政評価分科会の開催
	11月18日 ～19日	判定委員会正・副委員長・幹事会の開催（分科会報告書をもとに幹事が作成した「評価結果」（幹事案）の検討）
	12月13日 ～14日	第2回判定委員会の開催（「評価結果」（委員長案）の検討）
	12月20日	評価結果（案）の申請大学への送付
2005年	2月14日	第3回判定委員会の開催（貴大学から提示された意見を参考に「評価結果」（案）を修正）
	2月24日	第422回理事会の開催（「評価結果」（案）を評議員会に上程することの了承）

3月22日 第93回評議員会、臨時理事会の開催（「評価結果」の了承）、記者発表